

お客さま各位

## 「外国為替及び外国貿易法」に基づく銀行の確認義務履行についてお願い

平素より弊行をご利用いただき誠にありがとうございます。

かねてより弊行は、「外国為替及び外国貿易法」（以下、外為法）に基づく経済制裁措置に対応するため、お客さまのご送金が、「①北朝鮮に対する貿易に関する支払規制」、「②北朝鮮・イランに対する資金使途規制」、「③北朝鮮に対する支払の原則禁止措置」、「④ロシア・ベラルーシ等に対する資産凍結等の措置」、「⑤ロシアに対する新規の対外直接投資の禁止措置」及び「⑥ロシア・ベラルーシ等に対する輸出入禁止措置」（①～⑥について以下、北朝鮮関連規制等という）、に該当しないことを確認させていただいております（下記<ご参考>参照）。

つきましては、下記【ご依頼事項】の通りご申告いただきますようお願い申し上げます。

### 【ご依頼事項】

1. 外為法上の北朝鮮関連規制等に該当しないこと（※）について、外国送金依頼書（兼払戻請求書）（以下、外国送金依頼書という）のお客様申告欄下部『「外国為替及び外国貿易法」の北朝鮮関連規制等に該当しません』をチェックしてください。  
※外為法上の北朝鮮関連規制等に該当しないことには、お客さまの知りうる限りにおいて、最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者でないこと、また、受取人の主な株主や会社役員等の実質的支配者の中に北朝鮮居住者（法人・個人）がないことを含みます。
2. ご送金目的が貿易取引、仲介貿易取引の場合には、外国送金依頼書のご送金目的欄に、商品名、原産国、船積地域（都市名）、到着地を必ずご記入ください。
3. ご送金目的が対外直接投資（出資金、貸付金等）の場合、契約書等及び送金受取人の属性（事業内容）、受取人の主な株主や会社役員等の実質的支配者が確認できる公的書類をご提出いただきます。
4. 経済制裁の対象品目（関連技術含む）に係る輸出入代金の受取の場合、輸出入許可証等により許可や承認を確認させていただきます。

以上

---

### <ご参考>

#### ■外為法に基づく支払等規制（北朝鮮・イラン・ロシア関連抜粋）（2022年6月現在）

1. 北朝鮮に対する貿易に関する支払規制
  - (1) 北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入又は仲介貿易に係るもの
  - (2) 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの
2. 北朝鮮に対する資金使途規制
  - (1) 「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの
3. 北朝鮮に対する支払の原則禁止措置
  - (1) 人道目的かつ10万円以下の場合を除く、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払
4. イランに対する資金使途規制
  - (1) 「イランの核活動に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの
  - (2) 「イランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの

5. ロシア・ベラルーシ等に対する資産凍結等の措置

- (1) 外務省告示により指定された者に対する支払等
- (2) 外務省告示により指定された者との間の資本取引（預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約）等

6. ロシアに対する新規の対外直接投資の禁止措置

- (1) ロシア向けの新規の対外直接投資

7. ロシア・ベラルーシ等に対する輸出入等禁止措置

- (1) 国際輸出管理レジームの対象品目のロシア及びベラルーシ向け輸出等の禁止
- (2) ロシア及びベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の両国向け輸出等の禁止
- (3) ロシア及びベラルーシの特定団体（軍事関連団体）への輸出等の禁止
- (4) ロシア向け石油精製用の装置等、先端的な物品等（関連技術含む）、奢侈品の輸出等の禁止
- (5) 「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入禁止
- (6) ロシアからのアルコール飲料、木材、機械類・電気機械の輸入禁止

※制裁対象者及び対象品目の最新情報は、財務省及び経済産業省のホームページをご確認ください。

■法令に基づき銀行に求められている確認義務

上記の経済制裁措置の確実な実施のため、弊行は外為法17条の規定により、お客さまのご送金が当該制裁措置に該当しないものであることを確認しております。

なお、お取引に係る資料をご提示いただいた上で、取引内容について詳細な確認をさせていただく場合がございます。